

保護者様

平成30年6月1日

京都市立朱雀中学校
校長 武田 有子

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により**京都市**（※テレビ・ラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「**特別警報**（※大雨、暴風など6種類）」又は「**暴風警報**」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- （1）登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- （2）「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前0時までに解除された場合	5校時（午後1時30分）から始業（給食は中止）
・午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業

- （3）在校中に発令された場合は、直ちに臨時休業といたします。

ただし、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くことといたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれる、あるいは保護者または保護者に準じる方の迎えがあるまでは、学校にて留め置くことといたします。

2 暴風警報について

- （1）登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- （2）「暴風警報」が解除された場合、については、以下の措置を取ります。

・午前7時までに解除になった場合	平常授業
・午前9時までに解除になった場合	3校時（午前10時50分）から始業
・午前11時までに解除になった場合	5校時（午後1時30分）から始業（給食中止）
・午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

- （3）在学中に発令された場合は、直ちに臨時休業といたします。

ただし、気象状況、下校の安全が確認されるまで、学校に留め置くことといたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれる、あるいは保護者または保護者に準じる方の迎えがあるまでは、学校にて留め置くことといたします。

以上の内容について、ご家庭でもお子様にご指導いただきますようお願いいたします。

保護者様

平成30年6月1日

京都市立朱雀中学校
校長 武田 有子

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、**京都市**においては**震度5弱以上の地震**があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、**次の登校日を臨時休業**とします。

※下校後、**深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業**に、**深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業**にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業を実施する場合は、(ホームページ)により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くことといたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれる、あるいは保護者または保護者に準じる方の迎えがあるまでは、学校にて留め置くことといたします。

以上の内容について、ご家庭でもお子様にご指導いただきますようお願いいたします。